

第 106 回国際課税委員会議事録（文責森信）

平成 30 年 2 月 13 日、主税局参事官室から、「租税条約の現状と課題」と題する講演をいただき、皆さんで議論しました（資料別添）。議事内容は以下のとおり。

- ・「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）の中で、「成長戦略における租税条約」として、「我が国との投資関係の発展が見込まれる国・地域との間での新規締結や既存条約の改正を通じ、我が国企業の健全な海外展開を支援する上で必要な租税条約ネットワークの質的・量的な拡充を進める」ことと記され、現在人員を拡大して条約締結に努めている。

- ・ BEPS 防止措置実施条約（MLI）は、BEPS プロジェクトにおいて策定された BEPS 防止措置のうち租税条約に関連する措置を、本条約締結国間の既存の租税条約に導入することを目的としている。BEPS プロジェクト行動 15 の勧告を受け、2015 年 5 月に MLI 策定のためのアドホックグループを結成、我が国を含む約 100 か国・地域が交渉に参加した。2016 年 11 月 24 日に条文を採択、2017 年 6 月 7 日、OECD 主催の署名式において我が国を含む 67 か国・地域が署名した。

- ・本条約により導入可能な BEPS 防止措置は、①租税条約の濫用等を通じた租税回避行為の防止に関する措置と②二重課税の排除等納税者にとっての不確実性排除に関する措置の 2 つから構成される。

- ・次に大きな課題としては、電子経済への課税に関する国際的な議論がある。まずは EU の動きが長鶴目される。2017 年 9 月、EU 財務相会合（ECOFIN）非公式会合において、デジタル時代に沿った公平な課税ルールの在り方が議論され、一時的な対応案（“quick fixes”）と長期的な対応案の両方について、同年 12 月の ECOFIN に向けて検討されることとなった。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。